

警察庁の広報事務に関する訓令〔昭30.12.27 警庁訓21〕

施行 昭31.1.1

改正 昭32.8.1警庁訓13、昭33.3.1警庁訓 9、昭43.6.15警庁訓 8
平4.4.1警庁訓 4、平13.3.29警庁訓 9

(この訓令の目的)

第1条 この訓令は、警察庁における広報に関する事務(以下「広報事務」という。)を効果的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(広報委員会)

第2条 警察庁に、広報委員会を置く。

- 2 広報委員会は、広報事務に関する重要な事項について専門的な検討及び所要の調整を行う。
- 3 広報委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 4 委員長は、長官官房総務課長をもって充てる。
- 5 委員は、第3条第1項に規定する広報連絡担当者のうちから、長官官房長、各局の局長、各部の部長及び附属機関の長が指名する者をもって充てる。
- 6 広報委員会は、毎年1回委員長が招集する。ただし、委員長は、必要があると認めるときは、臨時にこれを招集することができる。
- 7 広報委員会に関する庶務は、長官官房総務課広報室において行う。

〔4・7項改正・昭32警庁訓13、5項改正・昭33警庁訓 9・昭43警庁訓 8・平4警庁訓 4、平13警庁訓 9〕

(広報連絡担当者)

第3条 内部部局の各課及び附属機関(以下「内部部局等」という。)に、長官官房長、各局の局長、各部の部長及び附属機関の長が指名する広報連絡担当者を置く。

- 2 広報連絡担当者は、内部部局等における広報事務の連絡に当たるものとする。
- 3 長官官房総務課広報室長は、広報事務の連絡のため必要があると認めるとき

は、広報連絡担当者会議を招集することができる。

〔 3 項改正・昭32警庁訓13、 1 項改正・昭33警庁訓 9 ・昭43警庁訓 8 ・平 4 警庁訓 4、平13警庁訓 9 〕

（緊密な連絡の保持）

第 4 条 内部部局等の長は、広報事務を円滑に実施するため相互に緊密な連絡を保つものとする。

〔 本条改正・昭32警庁訓13、平13警庁訓 9、平13警庁訓 9 〕

（地方機関の広報事務）

第 5 条 地方機関における広報事務に関し必要な事項は、地方機関の長が定める。

（広報事務の細目）

第 6 条 この訓令に定めるもののほか、広報事務に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和31年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔昭43.6.15警庁訓 8 〕

この訓令は、昭和43年 6 月15日から施行する。

附 則〔平4.4.1警庁訓 4 〕

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平13.3.29警庁訓 9 〕

この訓令は、平成13年 4 月 1 日から施行する。